

鹿部町地域材利用推進方針

策定日 平成26年1月15日

鹿部町地域材利用推進方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号以下、「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、鹿部町又は北海道の森林から産出され、道内で加工又は製品化された木材（以下「地域材」という。）の公共建築物における利用の促進を図るため、公共建築物における地域材の利用促進の意義及び基本的方向、公共建築物における地域材の利用促進のための施策の具体的方向、町が整備する公共建築物における地域材利用の基準、公共建築物以外の建築物等での地域材利用の促進、地域材の安定的な供給の確保に関する基本的事項、並びに公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項等を定めるものである。

*鹿部町の概要

鹿部町は、渡島半島の東部駒ヶ岳山麓の一角に広がる漁業を基幹産業として発展してきた町です。

森林面積は、約9,000ヘクタールで、森林率は81%となっている。

また、温泉も多く町内には30箇所以上の泉源があり、中でも全国でも珍しい間歇泉のある町として有名です。

人口は昭和60年をピークに減少しましたが、この10年ほど前から、鹿部町の雄大な自然環境に感動し、この地に定住する人が増え、近隣町村の過疎化が進む状況の中で、当町ではここ数年微増傾向にある。

今後、この自然環境と地域材の調和のとれた活用を目指すこととしている。

第1 公共建築物における地域材の利用促進の意義及び基本的方向

1 公共建築物における地域材の利用促進の意義

鹿部町の総面積の81%を占める森林は、スギやトドマツなどの人工林や天然林が広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、町民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。

しかし、これまで木材などの林産物の供給を通じて森林を支えてきた林業及び木材産業等は、輸入木材の増加などの厳しい情勢から事業活動が停滞し、森林の多面的機能の持続的な発揮や木材の安定的供給に支障をきたすことが懸念されている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、再利用が可能で省資源につながる資材であることから、地域材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出抑制、建築物等での炭素の固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、地域材の良さを実感する機会を広く町民に提供し、利用の意義等について理解の醸成を図ることが重要である。

このため、多くの町民の利用に供される公共建築物において、環境にやさしい地域材を可能な限り利用し、直接的に地域材の需要を拡大するとともに、地域材の利用の意義や良さを広く普及することで、住宅や民間事業所などでの一般建築物や工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

2 公共建築物における地域材の利用促進の基本的方向

町は、第1の公共建築物における地域材の利用促進の意義を踏まえ、その整備する公共建築物について、可能な限り木造化（注1）、又は内装等の木質化（注2）を図るとの考え方の下で、地域材の利用促進に努めるものとする。

（注1） 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

（注2） 「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 地域材の利用を促進すべき公共建築物の範囲

法に基づき地域材の利用を促進すべきとする公共建築物は、法第2条第1項各号及び同法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下の建築物が含まれる。

1 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、町職員住宅等が含まれる。

2 町以外の者が整備する前項1に準ずる建築物

これらの建築物には、町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館等）、公共交通機関の旅客施設等が含まれる。

第3 公共建築物における地域材の利用促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用にあたっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

1 建築材としての地域材の利用の促進

公共建築物の整備においては、建築基準法等関係法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、可能な限り木造化を促進するものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も検討するとともに、木造以外の構造とする場合でも、内装の木質化を積極的に促進するものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

なお、第2の1及び2に記載する以外の建築物であって、国や北海道費補助事業等により整備される建築物は、国や北海道の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。

2 建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び物品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

3 森林バイオマスの利用の促進

森林バイオマスを燃料とするボイラーの導入について、森林バイオマスの安定供給体制の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

（注3）「森林バイオマス」とは、樹木（幹、枝、葉、樹皮、根）や草本、植物成分から作った燃料等をいう。

第4 町が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

町が整備する公共建築物の木造化・木質化を進めるにあたっては以下によるものとする。

1 木造化の推進

町は、その整備する公共建築物のうち、第3の1の建築材料としての地域材の利用の促進に該当する低層の公共建築物について、防火・保安上の理由等から困難な場合を除き、可能な限り木造化を図るものとする。

2 木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される場合は、木質化を図るものとする。

3 木質家具等の導入の推進

町は、その整備する公共建築物において使用する家具等については、積極的に地域材製品の導入を推進するものとする。

第5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用促進

町は、公共建築物での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

1 住宅や民間事業所等における地域材の利用促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の住居環境面での優位性に加え、環境・地域経済の両面に貢献するものであることから、町は、建築関係者や木材製造業者と連携し、住宅等における地域材の利用を促進するものとする。

2 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用促進

町は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等について、可能な限り地域材の利用を推進するものとする。

第6 地域材の安定的な供給の確保

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、地域材の需要に関する情報の共有を図りつつ、地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

第7 その他

1 公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するにあたっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物の整備にあたっては、建設や維持管理コストのほかに、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮し、これらを総合的に判断した上で、地域材の利用に努めるものとする。

2 公共建築物等における地域材利用の推進体制

町は、広く公共建築物等における地域材の利用状況を把握するため、優良な木造建築事例の普及啓発、設計・施工者・林業関係者・木材製造業者などと情報交換を行なうなど、公共建築物等における地域材利用の効果的な推進に努めるものとする。